

食育関連用語集

「食育基本法」 (P1) :

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することを目的に、平成 17 年 6 月 10 日に第 161 回国会で成立、同年 7 月 15 日に施行された。

「作物収穫体験」 (P3) :

町が平成 16 年度から行っている事業。町立こども園、および民営保育園の園児を対象に作物を植えるところから育つ経緯、収穫の喜びを味わい、食に関心を持ってもらうことを目的として取り組んでいる。

「食生活改善推進員」 (P3) :

食生活改善推進員は行政が行う養成講座を受講し、修了証書を授与した者が推進員として活動することができる。「私達の健康は私達の手で」をスローガンに活動しているボランティア団体で、全国 1, 4 1 1 市町村 (H23.4 現在) で 17 万人が会員として活躍している。平成 24 年度から、新たに男性会員の加入が決定されたことにより、地域住民に対し生涯を通じた食育の推進、健康づくりの担い手としての活躍がますます広がっていくことが期待されている。

「食生活改善グループいわいずみ会」 (P3) :

岩泉町食生活改善推進員が所属する正式団体名で、平成 30 年 3 月現在 60 名が会員となっている。

「NPO ぱあとなあ」 (P3) :

特定非営利法人岩泉地域活動推進センターの通称。住民による地域活動（生涯学習、世代間・地域間交流、青少年・高齢者教育、民俗学及び芸術文化活動、等）の活性化のための事業を行うこととして設立された NPO 法人である。

「食の匠」 (P3) :

詳細は本編 P33 参照

「ぴーちゃんねっと」 (P8) :

安心で便利なまちづくりを進めるために「ぴーちゃんねっと事業（正式名称：岩泉町地域情報通信基盤整備事業）」の一環として、町から町内の各家庭にレンタル（無料）されている、電話型の IP 端末のこと。町内のみ使用可で町内のぴーちゃん端末どうしであれば無料で会話（テレビ電話）ができる。その他にも、町や学校、公共施設からお知らせや、イベントなどの情報が配信されている。

「食育月間」「食育の日」 (P8) :

国の食育推進計画で食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、毎年 6 月が食育月間、毎月 19 日が食育の日となっている。

「いわて減塩・適塩の日」(P8) :

脳卒中をはじめとした生活習慣病予防のため、毎月 28 日を「いわて減塩・適塩の日」として県民一人ひとりが食生活と健康について考え行動する日としている。

「いわて家庭の日」(P8) :

青少年の健やかな成長のため、毎月第 3 日曜日を「いわて家庭の日」としている。(社) 岩手県青少年育成県民会議が主唱し、家庭での「家族・親子のコミュニケーション」、「家族そろっての食事」「お手伝い」等、家庭における食育の重要性などの普及啓発を実施している。

「いわて食財の日」(P8) :

毎月 1 回第 4 土曜日を中心とする 3 日間。小売店や産直施設、外食店舗等で、県産農林水産物やそれらを用いた調理品を提供していただき、県内の各家庭における県産農林水産物の利用の気運を盛り上げるために県が設定している。

「地産地消」(P14) :

「地場生産ー地場消費」を略した言葉で、「地元でとれた生産物を地元で消費する」という意味で使われる。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されており、全国的に取り組み事例が増加している。

「教育ファーム」(P15) :

教育ファームとは農林水産体験を通して農林水産漁業の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、自分たちの食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることに感謝できる心を養うことを目的とし、町では平成 20 年度から取り組んでいる。



おもとこども園 食育教室 (H30.1.23)